

「栃木市原油価格高騰対策運送事業者等支援補助金」申請要領

I 補助金の概要

1 趣旨

栃木市では、原油価格高騰の影響を受けている市内事業者に対して、市独自の栃木市原油価格高騰対策運送事業者等支援補助金（以下「補助金」という）を交付し支援します。

2 補助対象者

次の全ての要件を満たす**中小企業者**（中小企業信用保険法第2条第1項に規定するもの。個人事業主を含む）とします。

- (1) 法人の場合：令和7年9月1日以前から市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営む事業者

個人事業主：令和7年9月1日以前から市内に住所を有し、かつ、事業活動を営む事業者

- (2) 次のアからキのいずれかに該当する事業者

ア 一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（当該事業を行うため、国土交通大臣または地方運輸局長の許可を受けている者）

イ 貨物軽自動車運送事業者（当該事業を行うため、地方運輸支局長に届出を行った者）

ウ 一般乗合旅客自動車運送事業者（当該事業を行うため、地方運輸局長の許可を受けている乗合バス事業者）

エ 一般貸切旅客自動車運送事業者（当該事業を行うため、地方運輸局長の許可を受け、乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送するバス事業者）

オ 一般乗用旅客自動車運送事業者（当該事業を行うため、地方運輸局長の許可を受け、乗車定員10人以下の自動車を使用して旅客を運送するタクシー事業者）

カ 自動車運転代行業者（当該事業を行うため、都道府県の公安委員会の認定を受けている者）

キ 土砂等運搬事業者（土、砂利、碎石、その他政令で定める物を運搬する事業者で、当該事業を行うため、地方運輸支局長へ使用届出を提出して、表示番号の指定を受けている者）

- (3) 市税を滞納していない者

- (4) 暴力団、またはその密接関係者でないこと

※申請は1事業者1回限りです。

3 補助金の額（上限10万円）

・一般貨物自動車運送事業者 ・特定貨物自動車運送事業者 ・乗合バス事業者 ・貸切バス事業者 ・土砂等運搬事業者	対象車両1台につき1万円
・貨物軽自動車運送事業者 ・タクシー事業者 ・自動車運転代行業者	対象車両1台につき5千円

※申請受付期間中であっても、申請額が予算に達した時点で受付終了となります。

○対象車両（原動機を用い、自走する車両に限ります。トレーラー等は対象外です。）

対象事業者が令和7年9月1日時点で所有し、申請日時点で現に事業に使用している車両のうち、対象事業者ごとに、以下の要件すべてに該当する車両が対象です。

対象事業者	対象要件等
・一般貨物自動車運送事業者 ・特定貨物自動車運送事業者 ・貸切バス事業者	・準中型自動車以上の車両で、車検証に「事業用」として登録されている車両 ・使用の本拠の位置が栃木市である車両（個人事業主の場合は、使用者の住所が栃木市内である車両） ・申請日以降も事業で使用する車両
・乗合バス事業者	・準中型自動車以上の車両で、車検証に「事業用」として登録されている車両 ・使用の本拠の位置が栃木市である車両（個人事業主の場合は、使用者の住所が栃木市内である車両） ・申請日以降も事業で使用する車両 ・道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に供する車両は補助対象外
・貨物軽自動車運送事業者 ・タクシー事業者	・車検証及び軽自動車届出済証に「事業用」として登録されている車両 ・使用の本拠の位置が栃木市である車両（個人事業主の場合は、使用者の住所が栃木市内である車両） ・申請日以降も事業で使用する車両
・自動車運転代行業者	・使用の本拠の位置が栃木市である車両（個人事業主の場合は、使用者の住所が栃木市内である車両） ・申請日以降も事業で使用する車両 ・随伴用自動車として登録されている車両 ・損害賠償責任保険もしくは共済（代行受託保険等）に加入している車両

・土砂等運搬事業者	・土砂等を運搬する大型自動車 ・使用の本拠の位置が栃木市である車両（個人事業主の場合は、使用者の住所が栃木市内である車両） ・申請日以降も事業で使用する車両 ・地方運輸支局長へ使用届出を提出して、表示番号の指定を受けた車両（当該車両の車検証の備考欄または自動車検査証記録事項に表示番号の記載があるもの）
-----------	--

※ただし、次の(1)～(3)のいずれかに該当する車両は、補助対象外となります。

- (1) 市クリーン推進課が実施する「栃木市原油価格高騰対策一般廃棄物収集運搬事業者等支援補助金」の対象車両として申請している車両
- (2) 市、国又は他の自治体から委託を受けて運行する車両
- (3) 市、国又は他の自治体から交付された補助金、給付金その他これらに類するものにより運行経費の額から運賃収入及び運行に伴う収入の額を減じて得た額が補填されている車両

Ⅱ 本補助金に関する問合せ先及び申請手続き

1 問合せ先

補助金の申請等に関する疑問や不安に対応するため、商工振興課に相談窓口を設けています。

窓口の混雑を避けるため、対面のご説明は控えさせていただきます。ご了承ください。

★電話 0282-21-2508

受付時間 8時30分から17時15分まで（土、日、祝日を除く）

★E-mail syoukou01@city.tochigi.lg.jp

2 申請書類

- (1) 栃木市原油価格高騰対策運送事業者等支援補助金交付申請書（別記様式）

※電話番号が未記入の場合、書類の不備等の際に連絡が出来ませんので、連絡のつく電話番号を必ず記載してください。

※個人事業主の場合、「申請者の住所」は事業主本人の居住する住所を記載してください。（事務所の所在地ではありません。）

- (2) 対象車両内訳表

- (3) 対象車両すべての自動車検査証・軽自動車届出済証の写し（申請日時点で有効なもの）

※自動車検査証が電子車検証の場合は、電子車検証では確認できない事項（使用者の住所、使用の本拠の位置等）を確認できるよう、「電子車検証の写し」及び「自動車検査証記録事項の写し」の両方を提出してください。

※土砂等運搬事業者については、当該車両の車検証の備考欄または自動車検査証記録事項に、国土交通大臣に使用届出を提出して指定を受けた表示番号の記載があるもの

- (4) 令和7年9月1日以前から、(市内に)事業所を有し、かつ、(市内で)事業活動を営んでいることを証する書類

・法人：履歴事項全部証明書の写し（申請日より3か月以内のもの）

・個人事業主：最新の確定申告書の写し（令和6年分）、又は開業届の写し

※確定申告書については、事業所の所在地が記載してあるページの写しが必要です。（確定

申告書別表一（各事業年度の所得にかかる申告書）及び所得税青色申告決算書（一般用）など）

- (5) 国土交通大臣、地方運輸局長、都道府県公安委員会の許可書、認定証、届出書の写し（土砂等運搬事業者は必要ありません。）

- (6) 【自動車運転代行業者のみ】

損害賠償措置証明書類（代行（受託）保険証書等）の写し

- (7) 市税の完納証明書（申請日より1か月以内のもの）

※税務課または各総合支所地域づくり推進課で取り扱っています。

※『市税の完納証明書』は現時点までのすべての市税に未納がないことを証明する書類です。（納税証明書や納付書とは違います。）

※法人の場合：「法人」及び「代表者」の完納証明書

代表者が栃木市内にお住いの場合のみ、「代表者」の完納証明書も必要です。

※個人事業主の場合：「代表者」の完納証明書

※原本を提出ください。

- (8) 栃木市原油価格高騰対策運送事業者等支援補助金交付請求書（別記様式第6号）

※なお、交付申請書等については、栃木市ホームページからダウンロードできるほか、

栃木市役所商工振興課、栃木商工会議所、各地域の商工会で入手できます。

※提出された資料はお返しできません。「写し」と書いてあるものは、必ず写し（コピー）を提出してください。

3 申請書の提出

申請受付期限は、令和7年12月26日（金）です。（必着）

申請書の提出は、「①郵送」、「②市役所に直接お持ちいただき専用ボックスに投函する」のいずれかの方法で対応いたしますので、いずれかにより提出していただきますようお願いします。

なお、**対面での受付・説明はいたしかねます**ので、ご理解とご協力をお願いいたします。

①郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送してください。

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

★宛先★

〒328-8686 栃木市万町9-25 本庁舎4階

栃木市 産業振興部 商工振興課 運送事業者等支援補助金 申請受付

※切手を貼付の上、裏面には申請者の住所及び氏名及び担当者名を必ずご記載ください。

②市役所に直接お持ちいただく場合

申請書類一式を封筒に入れ、**市役所本庁舎4階の商工振興課窓口**に設置した**専用ボックスに投函してください**。封筒に、「運送事業者等支援補助金 申請書類在中」と明記して、裏面には申請者の住所、氏名及び担当者名を必ずご記載ください。

◆開庁時間は8時30分から17時15分まで（土、日、祝日を除く）です。

Ⅲ その他

- ・「(市内に) 事業所を有し、かつ、(市内で) 事業活動を営んでいることが分かる書類」は、事業所(店舗)の所在地がわかる書類をご提出ください。

※法人の場合は、履歴事項全部証明書の所在地が市外であっても、車検証の「使用の本拠の位置」欄に栃木市内の所在地が記載してあれば、事務所等が市内にあるとみなします。

※個人事業主の場合は、最新の確定申告書の「確定申告書別表一(各事業年度の所得にかかる申告書)、及び、所得税青色申告決算書(一般用)」または、開業届などで、令和7年9月1日以前から事業を行っていることを確認します。

◎申請書類チェックシート

申請書類を全て確認のうえ、間違いがないよう提出をお願いいたします。

※これまで実施した補助金において、申請書、請求書の記入ミス（記入漏れ、記入してはいけない部分への記入など）や、必要書類の不備（添付漏れ、必要書類と違う書類が添付されているなど）が見受けられました。不備があった場合、支払いが数か月遅れることもありますので、必ず「記入例の確認」「申請書類の内容確認」ののち提出してください。

No.	申 請 書 類 一 覧	チェック
1	栃木市原油価格高騰対策運送事業者等支援補助金交付申請書（別記様式）	☐
2	対象車両内訳表	☐
3	対象車両すべての自動車検査証及び軽自動車届出済証の写し（申請日時点で有効なもの） <u>※自動車検査証が電子車検証の場合は、電子車検証では確認できない事項（使用者の住所、使用の本拠の位置等）を確認できるよう、「電子車検証の写し」及び「自動車検査証記録事項の写し」の両方を提出してください。</u> ※土砂等運搬事業者については、当該車両の車検証の備考欄または自動車検査証記録事項に、国土交通大臣に使用届出を提出して指定を受けた表示番号の記載があるもの	☐
4	令和7年9月1日以前から、（市内に）事業所を有し、かつ、（市内で）事業活動を営んでいることを証する書類の写し ・中小企業者：商業・法人登記簿事項証明書の写し（申請日より3か月以内のもの） ・個人事業主：最新の確定申告書の写し（令和6年分）、又は開業届の写し ※確定申告書の場合は、事業所（店舗）の住所が記載してあるページの写しが必要です。（確定申告書別表一、所得税青色申告決算書（一般用）など）	☐
5	国土交通大臣、地方運輸局長、都道府県公安委員会の許可書・届出書・認定証等の写し ※土砂等運搬事業者は必要ありません。	☐
6	【自動車運転代行業者のみ】 申請車両分の損害賠償措置証明書類（代行（受託）保険証書等）の写し	☐
7	市税の完納証明書（申請日より1か月以内のもの） ※税務課または各総合支所地域づくり推進課で取り扱っています。（納税証明書や納付書ではありません） <u>※法人の場合：「法人」及び「代表者」の完納証明書</u> 代表者が栃木市内にお住いの場合のみ、「代表者」の完納証明書も必要です <u>個人事業主の場合：「代表者」の完納証明書</u> ※原本を提出ください。	☐
8	栃木市原油価格高騰対策運送事業者等支援補助金交付請求書（別記様式第6号）	☐

※提出された資料はお返しできません。

「写し」と書いてあるものは、必ず写し（コピー）を提出してください。